

令和5年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会
会長 茨田 一矢

障害のある幼児児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備し、切れ目ない支援体制の構築に向けた特別支援教育の充実を推進していただいておりますことに、心より感謝申し上げます。今後も、障害の有無に関わらず、誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指すため、以下の事項を要望いたします。

1. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- ① 知的障害のある児童生徒数増加に伴い、普通教室の分割、特別教室の普通教室への転用、大規模化した学校等、深刻な現状が続いています。国は、特別支援学校の教室不足を解消するため、令和2年度から6年度までを「集中取組期間」として推進していただいておりますが、各自治体において、特別支援学校の新設や増築の推進及び他の学校の空き校舎や空き教室を特別支援学校の教室として確保したりする施設整備の取り組みを推進して下さるようお願いいたします。
- ② 特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準の策定は、特別支援学校を設置するために必要な最低の基準以上とするとともに、地域の実態に応じた柔軟な対応が可能となるようお願いいたします。
- ③ 全国各地のハザードマップを確認すると、「土砂災害警戒区域」や「洪水・浸水想定区域」内に立地している特別支援学校が少なくありません。教育環境の整備を講じる上で、学校が安全な場所に立地されていることは大前提です。学校が懸命に自然災害に対する防災体制を強化し、実践的な防災教育の推進に努めていたとしても、脆弱な地盤では安全は保障できません。また、特別支援学校は、市町村との協定による災害時の福祉避難所の役割があったり、地域住民にとっての避難所・避難場所とされていることから校舎内外の安全を確保する必要があります。特別支援学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、その都度改訂されている「特別支援学校施設整備指針」の活用を全国各地に促進し、幼児児童生徒の教育の場にふさわしい豊かな環境が形成されるようお願いいたします。

2. 特別支援教育における ICT の利活用の推進

- ① 障害のある幼児児童生徒等の社会参画の促進、QOLの増進を可能にし、オンラインによる授業や自立活動の指導についても可能になるよう、実践事例の蓄積を図り、教員間での共有が必要です。
- ② 障害のある幼児児童生徒等の家庭における ICT を利活用したオンライン学習を可能にするためには、保護者が学校の取り組みを十分理解し、保護者自身の ICT に関する知識や技

術の習得も必須です。また、保護者と学校の先生方との組織であるPTAが学校・教育委員会、ICT 専門家(アドバイザー)等と連携・協力し、子供たちの ICT の学びを保障していただけるようお願いいたします。

- ③ GIGA スクール構想のもと、各学校では一人1台端末の導入が進むとともに、校内Wi-Fi 環境も整備されるなど、教育現場における条件整備が進んでいます。一方で、特別支援学校や高等学校等の寄宿舎においては、Wi-Fi 環境が整備されていないため、児童生徒が寄宿舎で端末等を使った自学自習ができない状況です。寄宿舎を利用する児童生徒が、寄宿舎の自室でも端末を活用して調べ学習等ができるように寄宿舎の Wi-Fi 環境整備に係る予算を確保していただくようお願いいたします。
- ④ 特別支援学校に所属をしている児童生徒等は幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は一人一人異なります。また、重度重複障害の子供も多く、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分把握したうえでの ICT 教材(アプリケーション等)が必要となります。さまざまな教材となり得るアプリケーションは、無料・有料とそれぞれ存在しておりますが、より専門的で、保護者・先生方が安心して子供たちに使用できるような ICT 教材(アプリケーション等)の開発研究予算を確保いただきますようお願いいたします。

3. 就学前から社会参加まで切れ目ない支援体制の整備

- ① 教育委員会・学校と福祉、医療、労働等の関係部局やその他関係機関の連携体制を整備しながら、障害者権利条約や障害者差別解消法、児童の権利に関する条約などの関連する法制度、関連する幅広い内容等を分かりやすく保護者に情報提供してください。
- ② 就学、進級、進学、就労の際に、個別の教育支援計画等が一貫した指導や必要な配慮がなされるような仕組づくりをお願いいたします。
- ③ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援が円滑に進むよう連携支援コーディネーターの配置に係る財源措置の拡充をお願いいたします。
- ④ 切れ目のない支援体制を整備するためには、社会全体における知的障害児者への正しい理解があることが大前提であり、人権教育における知的障害児者の理解啓発を同時に推進していくようお願いいたします。

4. 学校と福祉機関の連携の推進

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」により、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすすみ、障害のある子供たちに一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進して下さるようお願いいたします。

5. 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実

- ① 知的障害特別支援学校には、幼稚部から高等部まで、幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は一人一人異なります。また、重度重複障害の子供も多く、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分把握したうえで、各教科や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識と技能を持った教職員を求めています。また、さまざまな専門家等との連

携を図りながら専門的な知見を活用した指導にあたる能力が必要です。そのためには、個々の教員だけではなく、学校全体として高い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要です。

- ② 地域の小学校・中学校においても、知的障害等を有する児童・生徒が学びを行っておりますが、教員の専門性は個人差が大きく、生徒・保護者が地域での学びを希望しても、適切な学びや支援を受けることができない場合もあります。知的障害特別支援学校のみではなく、地域の学校においても、適切な学びが提供できるような仕組みづくりをお願いいたします。

6. 高等学校における学びの場の充実

- ① 高等学校での通級指導の導入がすすめられていますが、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員をはじめ、学校全体で継続的に教員の専門性を担保・共有していく仕組みづくりが必要です。同時に、通級を設置する学校の生徒全体への理解啓発をすすめることも重要です。多様な学びに対する寛容な心を育て、通級の対象の生徒が指導を受けやすい環境にするために、特別支援学校との交流及び共同学習や、ボランティア活動、バリアフリー教育指導の推進など、特別支援学校との連携を具体化していただくようお願いいたします。
- ② 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実
高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。そのため、義務教育段階での個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても個々の生徒の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供を行う必要があります。また、多様な生徒が一般的な教養を高め、専門的な知識及び技能等を習得し、生徒の能力や適性に応じた大学等への進学や就労が可能になるよう、進路に対するニーズや学習の状況に応じた多様なコース制を導入・選択できるようにしたり、教科・科目を設定して選択できるようにする取り組みが必要です。その際、高等学校から大学等への進学や就労する場合にも、適切な引継ぎと連携が必要です。

7. 特別支援教育の生涯学習の充実

卒業後においても、それぞれのライフステージにおいて、自立と社会参加に必要な力を維持・伸長し、自らの可能性を追求できる環境が整うことを望みます。夢や希望に向かい、豊かな生活を送ることができるよう、障害の程度に応じた具体的で多様な学習活動の実践・調査研究を進め、支援体制を充実させていただきようお願いいたします。

8. 大規模災害時における対応

- ① 大規模災害時では、学校など公的機関に設置される避難所は地域の方だけでなく、帰宅困難者も受け入れることや、特別支援学校においては福祉避難所になることも想定されます。実際に特別支援学校が福祉避難所として指定を受けている学校もあります。教職員の避難

所運営の協力業務に対して必要な準備がなされ、いざという時に速やかに遂行されるよう、文部科学省初等中等教育局長通知文平成29年1月20日付「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」のお知らせの内容を教職員、保護者に周知徹底されますようお願いいたします。また、過去の災害時の経験を活かし、大規模災害発生時、スムーズな運営が行われるよう、誰でも分かるような運営マニュアルの提示をお願いいたします。

- ② 大規模災害時において、学校における避難所運営が長期化する場合には、児童・生徒の心の平穏を回復・維持するためにも、自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、教育活動を再開して、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠です。令和6年度から障害福祉サービス事業所での事業継続計画（BCP）の策定が義務化されることに伴い、特別支援学校においても同様に策定する必要があります。学校と地域、さらには外部ボランティアとの日常的な連携・協力体制の構築をどこの地域においても取り組むことが必要です。国として、モデル事業を実施・検証し、事業継続計画（BCP）の策定を推進する体制を整えてくださるようお願いいたします。

9. 再生可能エネルギー設備等の設置の推進について

公立小中学校と同様、特別支援学校においても、環境対策や環境教育、そしてSDGsの観点から、再生可能エネルギー設備の設置によるCO2削減に取り組むことが喫緊の課題です。さらに、大規模災害が発生した場合の特別支援学校では、児童生徒・教職員にとって安全・安心な場である必要があります。また、区市町村との間で福祉避難所協定を締結していれば、地域の災害時要配慮者の方々の避難所としての役割も担うこととなります。防災機能の観点から、ライフラインが停止した場合でも、非常用電源の確保・活用できる備えは必須です。令和3年5月1日現在の文部科学省の調査（再生可能エネルギー設備等の設置状況に関する調査）結果によると、全国の公立特別支援学校では365校、約32%が設置している状況です。今後も、各自治体への再生可能エネルギー設備等の設置を働きかけていただき、導入のための助成についても御検討をお願いいたします。

10. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの新規感染者数は、緩やかな減少傾向にあるものの、依然として警戒する必要があります。国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、学校の感染症対策や学習保障のための経費として柔軟に活用できましたが、特別支援学校の寄宿舎の感染予防対策については、予算的な制約から十分な感染予防対策が講じられない状況です。寄宿舎を利用している児童生徒が安心して生活を送ることができるよう寄宿舎に対する感染予防対策の予算を確保していただくようお願いいたします。

令和5年度 厚生労働省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会
会長 茨田 一矢

障害の有無にかかわらず、地域の一員としてともに生きる社会作りを目指し、自分らしく生活を送ることができる社会の実現を心から願っています。そのためには、福祉と教育のみならず、医療、労働等の関係省庁・関係諸機関との連携が必要です。また、新型コロナによって浮き彫りになった課題の一つである「緊急時のサポート体制の少なさ」については、たいへん危惧しております。地域格差が生じないように、さらなる施策の推進をお願いいたします。

1. 相談支援事業の拡充等

- ① ノーマライゼーションの考え方が浸透され、障害福祉分野における活動実践を通じた社会的要請等に対応した法改正等が行われ、改善が図られていく一方で、権利擁護の観点からの本人の意思決定支援には、関係法令に基づく各種機関等との一層の連携が求められています。具体的には、卒業後に充実した生活を送れるよう、学校と相談支援事業所が連携し、一貫した移行支援・計画相談がなされるようお願いいたします。
- ② 地域での生活を支援するため、自立支援協議会を中心に相談事業を拡充し、就労や日中活動へ通う障害者のグループホーム等の生活の場を確保していただきたい。地域での暮らしを希望するすべての障害者が利用できるよう、さらなる整備を推進してください。
- ③ 相談支援専門員に関して、継続した法定研修は行われていますが、専門性については個人差が大きいのが現状です。各都道府県に対して、相談支援専門員が受講する障害のある子どもについての知識や経験等を積み重ねていける専門コース別研修の開催を積極的に促してください。

2. 「新・放課後子ども総合プラン」等の充実

- ① 厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」と文部科学省所管の「放課後子供教室」が連携して実施する「新・放課後子ども総合プラン」はすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うものとされています。障害のある子どもが参加した場合も安心して過ごせるような配慮をお願いいたします。
- ② 障害のある子どもや配慮の必要な子どもの家庭と学校の連携は必然ですが、必要に応じて障害児通所支援事業所等の関係機関との連携を図り、適切に対応していただくようお願いいたします。
- ③ 障害のある子どもたちが利用できる児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援等の整備を進め、医療的ケアの必要な障害児・者が地域で安心して生活ができるよう事業を拡充していただくようお願いいたします。

3. 「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の推進

学校と福祉機関の連携「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の分析をもとに、今後も全国的な取り組みとして、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすすみ、障害のある子供たちに一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進していただくようお願いいたします。

4. OT、PT、ST等の外部専門家の指導・支援の拡充

- ① 就学前（幼稚園）の障害児や特別支援学級に通う児童生徒にも、OT、PT、ST等の専門的な療育は不可欠であり、巡回指導等専門家の活用を推進していただくようお願いいたします。
- ② 学校の必要に応じて PT、ソーシャルワーカー等の専門家を配置できるようご支援をお願いいたします。
- ③ 医療的ケアのための看護師、連携支援コーディネーター、外部専門家からの多面的な助言や気づきを通して、学校、家庭、卒業後の就労先、福祉の現場においても可能性を最大限に伸ばしていけるよう、人材育成ならびに確保、必要な配置に係る財源措置をお願いいたします。

5. 特別支援学校卒業後の充実した生活と社会参加のために

- ① 特別支援学校卒業後の自立や社会参加に向けて、市町村に設置されている就労支援センターを活用するとともに、企業、学校、労働関係機関との連携を強化していくようお願いいたします。
- ② 2021年3月から引き上げられた障害者雇用率（法定雇用率）を踏まえ、知的障害者の特性や強みを生かした仕事の分野や職種で活躍できるよう、知的障害者の雇用を拡大させていただきたい。また、さまざまな障害の特性を生かした雇用の場が増えていくような啓発活動をお願いいたします。
- ③ ジョブコーチなどの専門的な支援の利用期間を状況に応じて柔軟に延長できるなど、就労後の仕事が定着できるような支援の充実・強化をお願いいたします。
- ④ 学齢期からさまざまな経験を通して積み上げてきた学び・文化・芸術・スポーツを日中活動系サービスの場においても取り組む機会が得られるよう、文部科学省生涯学習政策局の障害者学習支援室と連携して、障害者の生涯学習の取組を推進していただきたくお願いいたします。

6. 大規模災害時における対応

幼児児童生徒が学校での授業中に大規模災害が発生すれば、子どもたちや教職員等の命を守り、さまざまな対応が必要になります。時間の経過とともに、帰宅困難者の受け入れが必要になったり、自治体との協定による福祉避難所の開設も依頼されるようになります。また、大災害になっても止めてはいけない命に直決する支援の必要がある子どもたちもおります。あらかじめ、大規模な災害への対応を想定した訓練をしていけば、いざという時により適切な行動がとれま

す。令和6年度から障害福祉サービス事業所での事業継続計画（BCP）の策定が義務化されることに伴い、特別支援学校においても同様に策定する必要があります。学校と地域、さらには外部ボランティアとの日常的な連携・協力体制の構築をどこの地域においても取り組むことが必要です。国として、モデル事業を実施・検証し、事業継続計画（BCP）の策定を推進する体制を整えてくださるようお願いいたします。

7. 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、収束する見通しが立たず、体調面・精神面が不安定になっている子ども達が多くみられます。また、特別支援学校では、指導・支援の過程で、子ども達と教職員との距離が近くならざるを得ない現状です。「新しい生活様式」を可能な限り実践しながら、安心して児童生徒が学校生活を過ごし、教職員が勤務できるよう、相談支援機関の柔軟な対応と継続的な衛生用品等の配布を継続していただきますようお願いいたします。